

令和7年8月～
令和8年7月利用分

めがね購入券交付申請書

就学奨励金の交付決定を受けていない人、
生活保護受給中の人は申請できません。

※鉛筆以外のボールペンで記入してください。

令和 〇年 〇月 〇日

相模原市教育委員会

住 所 相模原市 中央 区

中央2-11-15

※平日の日に連絡ができる番号をご記入ください。

090-0000-0000

保護者氏名(署名) 相模 花子

処方せんに記載された
年月日、名称を記入

次のとおりめがね購入券の交付を申請します。

学 校 学 年 (申請時点)	相模原 小学校 中学校 学園 1 年生	フリガナ	サガミ イチロウ
医療機関受診 年月日	令和 〇年 〇月 〇日	児童生徒氏名	相模 一郎
視力検査を受けた医療機関の名称	あじさい眼科医院	生年月日	平成 〇年 〇月 〇日
添付書類チェック欄	☒ めがね処方せんのコピー		

お問合せ:相模原市コールセンター ☎042(770)7777 午前8時～午後9時 年中無休
裏面もご確認ください→

次の(1)～(3)いずれかに当てはまる人は、申請書の提出前に学務課までご連絡ください。

連絡先: 相模原市教育委員会 学務課 ☎042(769)9262 平日午前8時半～午後5時

(1) めがね購入費の特例交付（レンズ交換券）を希望する人

① レンズ交換を希望する理由が次のいずれかに該当する場合
・紛失・破損、フレームの不具合など、
・新たにめがねを作成する場合
・同一学年内にめがね購入費の援助を受けたことがない場合
⇒ レンズ交換券の利用はできません。

② 視力低下によるめがねの不適合があり、学習に支障が生じている場合
⇒ 学務課までご相談ください。

必ず有効期限が切れていない医療機関発行の処方せんのコピーを添付してください

がね購入券」を利用できるので、学務課への連絡は不要です。

(2) 医師から、9歳未満の児童が使用する治療用めがね（小児弱視等）による矯正が必要と診断された人

加入している健康保険組合等の療養費が
① 適用される場合
⇒ めがね購入券の利用はできません。加入している健康保険組合等にお問い合わせください。
② 適用されない場合
⇒ 学務課までご相談ください。

(3) 医師から、コンタクトレンズによる矯正が必要と診断された人

コンタクトレンズを購入する理由が
① 自己都合による場合
（例：運動部に所属しているから等）
⇒ コンタクトレンズ購入券の利用はできません。
② 身体的な場合
（例：めがねでは矯正できない強い近視、不正乱視、円錐角膜、不同視 等）
⇒ 学務課までご相談ください。

教育委員会使用欄

処理欄	準要保護交付決定期間	年 月 日～ 年 月 日	発行日	年 月 日
	区分内発行履歴	☐ 無	発送日	年 月 日
	児童生徒CD	—	有効期限	令和 年 月 31日
	伺い) 上記の申請に基づき、めがね購入券を交付してよろしいでしょうか。			
決裁欄	総括副主幹	担当	合議	

めがね購入券の交付申請について【就学奨励金交付決定者用】

◆めがね購入券とは

就学奨励金の交付を受けている世帯の小中学生が、医師の診断によりめがねを作成する場合のめがね購入費用として5,000円を上限に援助する制度です。
利用を希望される場合は、**めがね購入前の申請が必要**です。

視力が低下した時に

- 学校での視力検査の結果、眼科専門医の受診を勧められた。
- お子さまが視力低下を感じ、学習に支障が出ている。

手続きの流れ

1 医療機関(眼科)で視力検査を受ける

- (1) 医療機関を受診し、視力検査を受けます。
※視力検査費用の自己負担分が無料になる「視力検査券」を利用できます。
希望される方は、受診前に学務課に電話連絡ください（ご自宅に届くまでに1週間程度かかります）。
→下欄の「連絡先・受付時間」をご確認ください。
⚠ 視力検査券が届く前に受診した費用の請求はできませんので、ご注意ください。
⚠ 他の医療費助成を利用した場合は、視力検査費用の援助はできません。

(2) 視力検査の結果、めがねによる視力矯正が

必要と診断された場合

不要と診断された場合

めがね購入券の利用はできません

2 申請書と処方せんのコピーを学務課に提出する

- 提出書類：①「めがね購入券交付申請書」（複数人分必要な場合はコピーしてください）
②医療機関発行の「処方せんのコピー」
○提出方法：郵送か持参で学務課へ
※下欄の「申請書提出先」、「受付時間」をご確認ください。
※普通郵便による提出が心配な場合は、追跡可能な送付方法をご利用ください。

- ご自宅へ「めがね購入券」を送付します。
（学務課に書類が到着後、ご自宅に届くまで1週間程度かかります）。
⚠ めがね購入券が届く前にめがねを購入した場合の購入費用の請求はできませんので、ご注意ください。

注意事項

- めがね店の視力検査結果によるめがね作成費用を援助することはできません。
必ず、医療機関(眼科)による視力検査を行い、処方せんを受領してください。

⚠ 3月、7月中に申請される場合、有効期限に注意してください！

めがね購入券を使用する際、処方せんの有効期限がめがね購入券の有効期限後であっても、めがね購入券の有効期限内にめがねを受領する必要があります。

交付時期	有効期限
8～3月	3月末
4～7月	7月末

お問合せ：相模原市コールセンター 電話 042(770)7777 午前8時～午後9時 年中無休
※個人情報に関することは直接学務課にお問い合わせください。

（申請書提出先）〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班（市役所第2別館5階）

（連絡先・受付時間）電話042(769)9262（直通）平日午前8時30分～午後5時15分

